第11十六条第11項中「同規則補足第２改訂版」を「同規則補足第３改訂版」に改める。

第11十八条第六項の表中「生徒又は児童の運送」を「生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送」に改める。

第三十条第三項第１号中「生徒又は児童の運送」を「生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送」に改める。

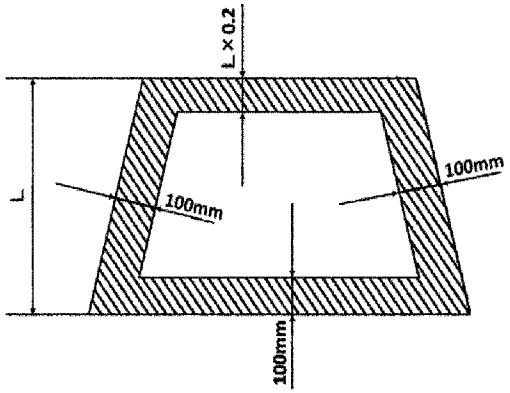
第三十11条第11項中「同規則補足第２改訂版」を「同規則補足第３改訂版」に改める。

第三十九条第１項中「3.2.及び4.2.」を「追加記号の表示に係る規定」に改め、同条第三項第五号イ中「及び⑵」を「から⑷まで」に改め、同号イ㈠中「曇りを防止する機器」の下に「のうち、試験領域Ａに埋め込まれたもの」を加え「試験領域Ｉに埋め込まれた場合にあっては」を削り、同号イ⑵を⑷とし、⑷の前に次の⑵及び⑶を加える。

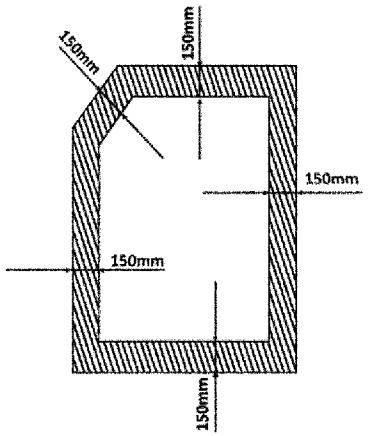
⑵　窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）に埋め込まれたものにあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.5㎜（合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜）以下であること。

⑶　窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域Ｉに埋め込まれたものにあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.03㎜以下で、密度が８本／㎝（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であること。

第三十九条第三項第九号の図を次のように改める。




【前面ガラスの例】




【側面ガラスの例】

第四十条第１項中「同規則第４改訂版」を「同規則第４改訂版補足改訂版」に「協定規則第41号第４改訂版」を「協定規則第41号第４改訂版補足改訂版」に改める。

第四十11条第１項中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に改め、同条第四項及び第七項中「同規則第６改訂版補足第３改訂版」を「同規則第６改訂版補足第４改訂版」に改め、同条第八項中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」に改め、同条第九項及び第十項中「同規則第６改訂版補足第３改訂版」を「同規則第６改訂版補足第４改訂版」に改め、同条第十１項中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」に改める。

第四十三条第１項中「同規則第４改訂版補足第５改訂版」を「同規則第４改訂版補足第６改訂版」に改め、同条第11項及び第三項中「同規則第６改訂版補足第３改訂版」を「同規則第６改訂版補足第４改訂版」に改める。

第四十四条から第五十四条まで、第五十五条の二から第五十九条まで及び第六十１条から第六十１条の三までの規定中「同規則第６改訂版補足第３改訂版」を「同規則第６改訂版補足第４改訂版」に改める。

第六十六条第１項中「けい光」を「蛍光」に「別添77「停止表示器材の技術基準」」を「協定規則第27号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則6.、7.及び8.に限る。）」に改める。

第九十三条から第九十四条までの規定中「同規則第11改訂版補足第10改訂版」を「同規則第11改訂版補足第11改訂版」に改める。

第九十九条第１項中「同規則第４改訂版補足第２改訂版」を「同規則第５改訂版」に改める。

第百六条第七項の表中「生徒又は児童の運送」を「生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送」に改める。

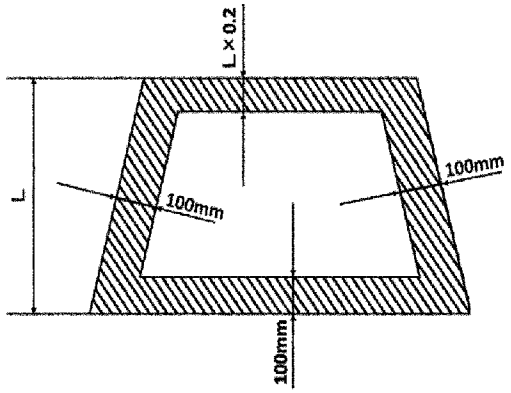
第百八条第五項第１号中「生徒又は児童の運送」を「生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送」に改める。

第百十七条第１項中「3.2.項及び4.2.項」を「追加記号の表示に係る規定」に改め、同条第四項第11号ハ中「ものであること。」の下に「ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。」を加え、同号ハ⑵中「以下「試験領域Ｉ」という。」を「、同項第四号中「次の⑴及び⑵に掲げる範囲に取り付けられたものであること。」を「次に掲げる要件に該当するもの。」に改め、同号ロ中「及び⑵」を「から⑷まで」に、同号ロ㈠中「曇りを防止する機器」の下に「のうち、試験領域Ａに埋め込まれたもの」を加え「試験領域Ｉに埋め込まれた場合にあっては」を削り、同号ロ⑵を⑷とし、⑷の前に次の⑵及び⑶を加える。

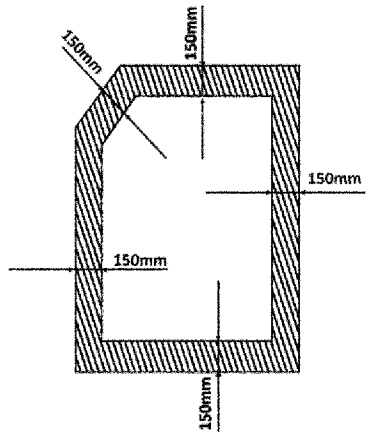
⑵　窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）に埋め込まれたものにあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.5㎜（合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜）以下であること。

⑶　窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域Ｉに埋め込まれたものにあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.03㎜以下で、密度が８本／㎝（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であること。

第百十七条第四項第八号の図を次のように改める。




【前面ガラスの例】




【側面ガラスの例】